

犯罪被害者等のための施策に関するヒアリングの実施について

1. 法務省においては、昨年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」中の

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施（犯罪被害者等基本計画Vの第1の1の(1)，17頁）

公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施（犯罪被害者等基本計画Vの第1の1の(5)，18頁）

犯罪被害者等に関する情報の保護（犯罪被害者等基本計画Vの第2の2の(2)，33頁）

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施（犯罪被害者等基本計画Vの第3の1の(1)，41頁）

少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施（犯罪被害者等基本計画Vの第3の1の(9)，42頁）

の各施策についての検討を進めるに当たり、本年2月22日及び3月2日の2日間にわたり、犯罪被害者団体の方々やその支援団体の方々から、御意見や御要望を伺うヒアリングを実施しました。

今後、上記の各施策について、いただいた御意見や御要望をも踏まえ、できるだけ早期に実施できるよう、担当部局において積極的に検討を進めていきたいと考えています。

2. このヒアリングで述べられた御意見や御要望の概要は、下記のとおりです。

団体名

- 犯罪被害者きょうだいの会 B&S
- 全国犯罪被害者の会
- 全国交通事故遺族の会
- NPO法人 交通事故後遺障害者家族の会
- あひる一会
- 北海道交通事故被害者の会
- NPO法人 KENTO

- TAV交通死被害者の会
- 交通事故被害者遺族の声を届ける会
- 地下鉄サリン事件被害者の会
- 社団法人 被害者支援都民センター
- 少年犯罪被害当事者の会

御意見・御要望の概要

- (1) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施について

損害賠償や損害回復については、少年審判を別に扱うべきではない。

今まで以上に被害からの回復ができないことにならないよう、犯罪被害者等の側が選択できる制度にしてもらいたい。

犯罪被害者が主体的に刑事手続に関与し、簡易迅速に損害賠償請求権を実現できる手段として「附帯私訴」の制度を早期に導入すべきである。

損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復は、到底「損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的連携を図るための制度」とは言えず、附帯私訴を導入すべきである。

附帯私訴の制度が多くの犯罪被害者のためにもっとも有効な方法とは思われず、損害賠償命令のように刑事裁判の結果をもとに被害弁償を行う命令を下す制度が望ましい。

犯罪被害者等が単なる証拠物として蚊帳の外に置かれている現状及び切実な負担軽減のため、刑事裁判手続の中で、民事賠償の手続も行われる附帯私訴制度を、公訴参加とセットで論じ、早期に導入すべきである。

まず法務省で検討している案を複数示し、現状との比較でメリット・デメリットを具体的イメージで示してほしい。2年以内を目途に結論を出すに当たり、たたき台を1年目に出してほしい。

現在の民事裁判で原告に認められている権利（特に控訴・上告権）が制約・制限されることのないようにしてもらいたい。

捜査情報の早期開示を前提として、附帯私訴による損害回復制度を導入してもらいたい。

附帯私訴は、犯罪被害者の刑事裁判への直接関与を前提とし、刑事裁判後に同一裁判所にて、刑事手続における取調べ証拠を用いて速やかに実施される制度とすべきである。

無保険車による交通事故も後を絶たないため、損害賠償命令制度、没収

・追徴を利用した被害回復の制度化を求める。

事故直後からの公費による弁護士選任を犯罪被害者等の権利とし、早期に捜査情報が開示され、犯罪被害者等が選任した弁護士から法的助言を受けながら損害賠償請求手続を進めることができる制度を確立すべきである。

附帯私訴は、犯罪被害者にとって、労力・時間・費用が軽減できるものかもしれないが、犯人が検挙されない事件や、起訴されない事件もあり、すべての被害者等にとって公平な被害回復にならない。

犯罪被害者等が金と労力をかけて民事裁判を起こす必要がなくなるよう、刑事裁判の中で、附帯私訴や損害賠償命令などの手続をとることができる制度を導入してもらいたい。

- (2) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施について
閲覧・謄写の範囲を裁判所の裁量に委ねるのではなく、すべての書面を閲覧・謄写できるようにしてもらいたい。

公判記録の閲覧・謄写は、犯罪被害者等の権利として認めるべきである。
公判記録の謄写費用を全国一律に更に減額すべきである。

損害賠償請求等を要件としないで、真相を知りたいという理由で閲覧・謄写を認められるようにすべきである。

公判記録の閲覧・謄写について更なる範囲拡大をしてもらいたい。もっとも、個人の深度のプライバシーにかかわる部分は除くべきである。

使用目的に制限があるなど、被害当事者として当然の「真実を知る権利」を制限している閲覧・謄写の要件を抜本的に緩和すべきである。すなわち、犯罪被害者等からの請求には正当な理由と相当性が認められるのだから、原則閲覧・謄写という法改正と運用を行い、閲覧・謄写の範囲を拡大すべきである。

裁判官の裁量による許可ではなく、犯罪被害者等が申請したら無条件ですべてを開示してもらいたい。

第一回公判後ではなく、少なくとも公判前整理において開示すべきである。

公判記録の謄写料金を遠からず無料にし、その分の負担を加害者に課すようにしてもらいたい。

事件の当事者である犯罪被害者等が要望したすべての記録について閲覧・謄写が認められるべきである。特に、被害者等の供述調書や上申書については、後の証言等のためにも記録の謄写を認めてもらいたい。

証拠目録については無償で犯罪被害者等に交付することとすべきである。全国的に運用を統一するため、システムとして一定の権利性を認め、不服申立制度をつくってもらいたい。

一定の要件の下で裁判所の裁量に委ねられているが、権利としてもらいたい。

現行法は、損害賠償請求権の行使等の「正当な理由」が要件となっているが、事件の内容を知りたい、事実を知りたいという理由でも閲覧・謄写が認められるようにしてもらいたい。

公判記録の謄写費用は、全国一律無料にしてもらいたい。

(3) 犯罪被害者等に関する情報の保護について

犯罪被害者等の二次被害を防止するため、性犯罪等に限らず、そのプライバシーの保護については、犯罪被害者等自身に選択権が与えられるべきである。

犯罪被害者等が希望する場合には、その氏名を匿名としたまま刑事裁判手続（弁護人による証人尋問や被告人質問も含む。）を進行することができるようにすべきである。

犯罪被害者の住所等の公開によって被害が拡大し二次被害が予想される場合は一定の配慮をもって保護すべきであり、性犯罪の被害者の氏名等の朗読については当然に配慮すべきである。

犯罪被害者自身だけでなく、その家族の氏名等についても勝手に公表しないようにしてもらいたい。

公開の法廷で朗読の可能性がある場合は、必ず犯罪被害者等に意思確認することとしてもらいたい。

犯罪被害者等の名前を公表するに当たっては、いかなる場合も、当事者である犯罪被害者及びその遺族の意思を尊重し、最優先されるべきであり、犯罪被害者のプライバシーが守られる制度を導入すべきである。

性犯罪等の犯罪被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度は、すぐにでも実施すべきである。

犯罪被害者の氏名や住所などが公判の場で公開されることにより、安全を脅かされ、恐怖感や不安感を強化されることのないよう、自分を守りたい、プライベートな情報は極力知られないようにしてほしいという切実な思いが当然のこととして認識されるような制度をつくってもらいたい。

(4) 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施について

犯罪被害者等が理解できる説明を受け，その上で刑事裁判手続に参加できるようにするため，犯罪被害者等の側に立った司法関係者が必要である。従来の制度にこだわることなく，犯罪被害者の視点に立った新たな一歩を踏み出す制度をつくられたい。また，犯罪被害者の現実のニーズに着目して制度をつくられたい。

公訴参加の制度，すなわち，犯罪被害者にも訴因設定権を認めること，公判期日の指定に当たり犯罪被害者の意見を聞くこと，被告人に対し直接質問したり反論したりすることができること，証人や鑑定人に対し直接質問したり反論したりすることができること，犯罪被害者による証拠の提出権を認めること，事実認定・証拠評価を含めた最終意見陳述権を認めること，犯罪被害者にも上訴権を認めること等を内容とする制度を実現してもらいたい。

公訴参加制度（犯罪被害者の声を更に法廷に取り込む制度）は，裁判員制度の実施と同時期に実施できるようにすべきである。

加害者の刑事手続に際しては，犯罪被害者の意向を詳しく聞く制度をつくってもらいたい。

犯罪被害者等が起訴できる私人訴追の制度を検討すべきである。

犯罪被害者等が望むとき，刑事裁判において訴訟当事者として在廷し，自ら加害者に質問したり，証拠を提出したりすることができる公訴参加制度を実現すべきである。

刑事裁判に対する控訴・上告権を犯罪被害者等に与えてもらいたい。

犯罪被害者等は，法廷で十分な権利を有する必要がある。在廷権，公判書類の閲覧・謄写請求権，証拠調べ請求権，証人尋問権，被告人に対する質問権，控訴・上告等の決定への参加などを求める。

犯罪被害者が重度後遺障害の場合は，その家族が当事者として扱われるべきである。

死亡事故など犯罪被害者が供述できない場合は，公的な鑑定人により中立な鑑定を求める権利を与えられるべきである。

刑事裁判において犯罪被害者等が真実発見の審議に当事者として参加できる権利（公益の代弁者である検察官とは異なる立場での「真実の発見」を認め，被告人・証人・鑑定人等に対して事件の当事者として真実発見のために質問・反論する権利）を確立すべきである。

犯罪被害者が知りたい情報について検察官ができるだけ提供し，尋問については検察官が犯罪被害者に十分な説明と打合せをして，場合によって

は犯罪被害者自身が尋問できる機会を与えてもらいたい。

公判予定日は、犯罪被害者等の都合も考慮してもらいたい。

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与できるようにするために、国費による犯罪被害者支援弁護士制度を導入してもらいたい。

(5) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施について

原則逆送の対象について、年齢で区切るのではなく、事件形態によって分けるべきである。

重大事件の犯罪被害者等の審判出席を認めるべきである。

犯罪被害者等による閲覧・謄写について、その要件である「正当な理由」「相当と認めるとき」の文言を削除し、「確定後3年以内」という要件を撤廃し、謄写手数料を無料化し、一定の重罪事件の犯罪被害者には社会記録の閲覧・謄写も認めるべきである。

犯罪被害者等の意見の聴取について、犯罪被害者等の意見陳述権とし、犯罪被害者等の申出を待たずに裁判所が意思の確認をすることとし、意見陳述ができる者の範囲を拡大し、「相当でない」と認めるとき」という例外規定を削除し、審判期日に裁判官が犯罪被害者等から直接意見を聴取することとすべきである。

犯罪被害者等に対する審判結果の通知について、被害者等の申出を待たずに通知することとし、試験観察の場合にも通知することとし、主文及び理由の要旨に限定せずに通知することとし、「相当でない」と認められるもの」という例外規定を削除し、「確定した後3年」という要件を削除すべきである。

事件の送致を受けた家庭裁判所は、直ちに、少年の氏名・住所、犯罪被害者配慮規定及び審判期日の告知を行うこととすべきである。

少年の保護者の責任を明確にすべきである。

修復的司法については、被害者の権利が保障され、被害者保護規定等が整備された後に改めて考えるべきである。

犯罪被害者等の審判に対する不服申立制度を新設すべきである。

少年法の理念である保護主義による少年の立ち直りについて支持する。

現代社会の急激な変化・現象や、犯罪の移行化・傾向化に司法は謙虚に、また聡く立ち向かってほしい。

犯罪被害者等が法改正の嘆願にくるまで国は何もできないと言いながら待っているという愚考は改めてもらいたい。

知恵・知識・情報量が格段に進んだ現代の子どもたちに、時代に後れた司法で接し、裁くことは賢明でない。

人間は隠れたところで一人で生きてゆくのではなく、衆目の中で生きてゆくことを犯罪を犯したときにきちんと教えることが重要である。

調査官は犯罪被害者側からも意見等を聞き、捜査情報も開示され、犯罪被害者の審判傍聴や意見陳述を認める制度を求める。

加害少年の氏名、住所、保護者の氏名、事件の内容などは、犯罪被害者等の要望の有無にかかわらず、積極的に通知されるべきである。また、国が加害少年の情報を継続的に入手する制度をつくった上で、犯罪被害者等が希望する場合には、加害者が社会復帰した後も情報が開示されるべきである。

審判への出席のほか、加害少年に質問したり、意見陳述をする権利も認められるべきである。

少年事件についても、国費による犯罪被害者支援弁護士制度をつくってもらいたい。

加害少年の保護者に対する指導と教育にかかわる制度を導入すべきである。

加害者が少年か成人かによって被害者への支援内容が変わらないよう、平等に扱ってもらいたい。

原則逆送（少年法第20条第2項）の例外規定であるただし書を削除し、命にかかわる事件はすべて逆送して、国としてきっちりした事実認定ができ、被害者が十分な情報を得られるようにしてもらいたい。

命にかかわる事件は、年齢に関係なく逆送するようにしてもらいたい。

少年審判は期間が短すぎるので、事実認定は刑事裁判でしかできない。

捜査段階から、記録の閲覧・謄写ができるようにしてもらいたい。また、社会記録も閲覧・謄写ができるようにしてもらいたい。

犯罪被害者等に、少年審判を傍聴し、意見陳述をする権利を認めるべきである。傍聴を通じて事実関係を知ることができないと、意見陳述もできない。

加害少年が精神的に未熟であるような場合、罪の責任は保護者にもあることを明文化してもらいたい。

(6) その他の意見

司法関係者は、犯罪被害者やそのきょうだいの心情等に配慮すべき。

子どもたちの心理状態が分かる専門家を訴訟の場にも配置すべき。

加害少年の少年院での生活や矯正教育での過程等を被害者に通知すべき。
これまでの矯正プログラムが正しいか考え直すべき。
保護司に保護責任を持たせ、出院後の更生を見届けるべき。
少年院出院後再犯を起こした場合には、出院を認めた機関の責任の所在を明らかにすべき。
保護観察中に再犯をした場合は少年院に送致すべき。
検察官が犯罪被害者等の心情を理解できるよう、心の教育をしてもらいたい。
犯罪被害者等に対して、起訴状、冒頭陳述要旨、論告要旨及び判決書を交付すべき。
少年が逮捕された段階で、少年及び保護者の氏名・住所を被害者等に通知すべき。
重大犯罪の原則逆送は、原則どおりに実施されるべき。
犯罪被害者等の未成年の兄弟姉妹に対する支援制度を創設すべき。
事件・事故直後から公費で犯罪被害者等に代理人が付く制度を創設すべき。
加害者（被告人）の所在地ではなく、事故地（犯罪地）で裁判を行うようにすべき。
裁判員制度について、裁判員が実質的な意味で犯罪事実の認定と量刑を行うように、裁判員が公判前整理手続にも入ることとすべき。また、無免許・無保険・暴走行為・ひき逃げ等の悪質運転により重大な事故を引き起こした場合も裁判員対象事件とすべき。
交通事故の起訴率を引き上げ、実刑が科されるようにすべき。
交通事故の罰金刑を引き上げ、併科できるようにすべき。
実況見分調書や供述調書等の事件記録を早期に犯罪被害者等に開示すべき。
交通刑務所も一般の刑務所と同じ取扱いをすべき。
犯罪被害者がネット上で更なる被害を受けることがないように、ネット犯罪についての法整備をすべき。
司法解剖による死因の究明をしっかりとってもらいたい。
検察審査会について大幅な見直しをすべき（審査の公開、犯罪被害者等による意見陳述・傍聴、記録の閲覧・謄写等）
犯罪被害者等が警察、検察又は審判の過程で述べた意見、陳述、上申書類、その他被害者の心情をつづった記録一式を一日も早く少年院等の施設

に届け更生教育に活かすべき。

少年審判終了後も定期的に被害者の意見、心情を求めるべき。

「被害者の視点を取り入れた教育」を更に発展させるべき。

死亡・重傷事故は正式起訴をしてもらいたい。

不起訴記録について閲覧・謄写を無条件に認めてほしい。

犯罪被害者等にとって真相追究は生きるために欠かせないことを司法関係者は認識すべき。

法廷の中で、犯罪被害者等に対する人格無視が行われている（犯罪被害者等はそう感じている）ことを認識すべき。

捜査・審理・判決・量刑のすべてがガラス張り化・良識化されるべき。

犯罪被害者等の多くが、ずさんな捜査，パターン化した審理，時代錯誤の判決，再犯を促す軽微な量刑に不満を感じていることを認識してもらいたい。

良識のない，心ない裁判官・検事・警察官・弁護士等を国民が訴えることができる制度を確立すべき。

犯罪被害者等に対して，各犯罪についての自助グループの積極的紹介による支援を強化してもらいたい。

諸外国の法制を把握すべく，学者等に調査・研究を投げかけ，論文に書いてもらうようにすべき。

危険運転致死傷罪の構成要件・適用基準についての再検討をすべき。

危険運転致死傷罪と業務上過失致死傷罪を一つにまとめた，交通犯罪に特化した法律を制定してもらいたい。

交通事件を副検事が担当することにより「軽微な事件」として扱われていると感じる犯罪被害者等の心情を考慮すべき。

供述調書を問答形式で記述すべき。

交通事故は犯罪であるということを国民・法曹界に宣伝し，刑事事件として真正面から取り組むべき。

事故直後から保険会社が介入し，損害賠償請求が金銭の授受のみになるのではなく，交通事件の被害者等が加害者の謝罪や反省を得ることができるようになってもらいたい。

損害金の立替えなど，国による補償制度をつくってもらいたい。

民事訴訟等の印紙代等を軽減し，又は立て替える制度を導入すべき。

民事裁判を起こすために必要があるときは，被疑者・被告人の拘置先・収容先を教示しなければならないこととすべき。

収監中は犯罪被害者等の請求権が消滅時効にかからないようにしてもらいたい。

警察が適正に捜査するように犯罪被害者等が申し立てる制度や，捜査の経過を報告する制度をつくってもらいたい。

不起訴裁定の理由の具体的内容を文書で犯罪被害者等に告知する制度をつくってもらいたい。

刑事裁判が行われない少年事件の民事訴訟の費用や勝訴した場合の損害賠償請求権を国が立て替えて犯罪被害者等に支払い，加害者から取り立てる制度をつくってもらいたい。

保護観察官が加害少年の出所前に犯罪被害者に話を聴きに来ることがあるが，出院準備のための手続としか思えない例が多く，これにより更に傷ついている犯罪被害者が多くいるので，犯罪被害者の負担となることがないように望む。

逮捕，送検，起訴，公判期日を犯罪被害者等に知らせ，必ず刑事裁判で意見が述べることができるようにすべき。